

令和7年中小企業実態基本調査

記入説明（共通）

調査票に記入する際に、本書をよくお読みください。

- ◆ 本調査では貴社の会社形態に応じ、以下の調査票のうち、いずれか1種類の調査票をお送りしています。問番号が調査票によって異なるので、お手元の調査票を必ずご確認ください。表紙の右上に調査票種が記載されています。
ピンク色の調査票：乙票 水色の調査票：甲票 緑色の調査票：個人票
- ◆ インターネットによる回答も可能です。調査票表紙にログイン情報の記載があります。詳しくは同封の「調査のご案内（2ページ目以降）」をご確認ください。
- ◆ 調査票を提出する前に、記入もれや記入誤りがないか、もう一度ご確認ください。
- ◆ 調査票の記入内容について、後日おたずねさせていただく場合がありますので、記入の終わった調査票はコピーをとり、控えとして12月までお持ちください。

調査票の右上に調査票種の記載があります。
本紙は以降、調査票種毎に該当する設問番号の記入説明を記載しております。

ご記入の際は、下記の設問番号マークの記載内容をご参照ください。
乙：乙票 甲：甲票 個：個人票

乙票 甲票 個人票

索引

1. 企業の概要	1
2. 決算について	3
3. 輸出の状況	6
4. 企業全体の事業別売上高割合	7
5. 設備投資の状況	8
6. 研究開発の状況	10
7. 受託の状況	11
8. 委託の状況	11
9. 取引金融機関について	12
10. 事業承継について	12
11. 中小企業の会計に関する基本要領について <個人票は該当設問なし>	13
12. 中小企業関連施策の認知状況について <個人票は調査票のタイトル番号が11>	13
13. 中小企業の動向について <個人票は調査票のタイトル番号が12>	13

1. 企業の概要

乙票問2 甲票問2 会社形態の各調査項目の内容について

株式会社	株式を発行することで事業資金を調達し、それを元手に事業を行う会社。ただし、商号に「有限会社」の文字を使用している会社は除きます。
有限会社 (特例有限会社)	旧有限会社法に基づいて設立された有限会社。2006年5月1日の新会社法施行により新たな有限会社は設立できなくなりましたが、既存の有限会社については、商号に「有限会社」の文字を使用すれば、新会社法施行以前と同様の会社運営が継続できます。
合名会社	2人以上の無限責任を負う社員のみで構成された会社。
合資会社、合同会社など	合資会社：有限責任社員と無限責任社員の両方によって構成された会社。 合同会社：社員全員が有限責任である会社（法人）。社員には経営執行権限がありません。
個人企業（個人経営）	個人の事業者が、事業に必要な資金を出資し、同時に自身で経営を行う企業。

乙票問3 甲票問3 「大企業の子会社」「大企業の関連会社」の内容について

大企業の子会社	貴社の議決権の50%超が大企業によって保有されている場合、若しくは貴社の議決権の40%以上が大企業によって保有され、かつ、当該大企業から役員の数以上の派遣を受けているなど実質的な支配を受けている場合。
大企業の関連会社	貴社の議決権の50%以下、かつ20%以上が大企業によって保有されている場合、若しくは、貴社の議決権の15%以上が大企業によって保有され、かつ、当該大企業から役員数の派遣を受けているなど貴社の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えている場合。

大企業とは

大企業	①製造業その他（通信業、新聞業、出版業、旅行業を含む）：資本金3億円超 かつ 従業者数300人超の会社及び個人 ②卸売業：資本金1億円超 かつ 従業者数100人超の会社及び個人 ③小売業：資本金5千万円超 かつ 従業者数50人超の会社及び個人 ④サービス業（情報サービス業、駐車場業、宿泊業を含む）：資本金5千万円超 かつ 従業者数100人超の会社及び個人
-----	---

乙票問4 甲票問4 個人票問2 会社全体の従業者数（個人票は企業全体の従業員数）の各調査項目の内容

※他社からの出向従業者数（出向役員を含む）及び派遣従業者数は除く。

①代表取締役社長・取締役社長【乙票】【甲票】	対外的に法人企業を代表する権限を持ち、企業内部の業務執行を指揮する人。会社法に定める代表権があっても、社長以外の役職の人は「有給役員（無給役員は除く）」とします。また、社長の肩書を持つ人が複数いる場合には、1人を「社長」とし、他の人は「有給役員（無給役員は除く）」とします。【乙票】【甲票】
①個人事業主【個人票】	個人企業の経営者。個人企業が共同で事業を行っている場合は、1人を「個人事業主」とし、他の人は常用雇用者としてします。【個人票】
②その他の有給役員（無給役員は除く）【乙票】【甲票】	法人企業の取締役、監査役などの役員に対して支払われる給料を得ている人。ただし、無給の役員は除きます。【乙票】【甲票】
②無給家族従業員【個人票】	個人事業主の家族で、賃金や給料を受けずに、ふだん事業所の仕事を手伝っている人。※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」（③正社員・正職員又は④正社員・正職員以外）とします。
常用雇用者	雇用契約期間の定めが無い雇用者、若しくは雇用契約期間が1ヶ月以上の雇用者。
③正社員・正職員（有給・無給役員は除く）	貴社で正社員・正職員として処遇している雇用者。一般的には、雇用契約期間に定めがなく、貴社で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。ただし、有給・無給役員は除きます。
④正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）	常用雇用者のうち、「正社員・正職員」以外の雇用者。
⑤臨時雇用者	雇用契約期間が1ヶ月未満の雇用者。

1. 企業の概要 (つづき)

他社からの出向従業者数 (出向役員を含む) 及び派遣従業者数の内容について

乙票
問4
付問1

甲票
問4
付問1

個人票
問2
付問1

他社からの出向従業者 (出向役員を含む) 及び派遣従業者の合計数	他社からの出向従業者 (出向役員を含む) 及び派遣従業者の合計数とは、「他社からの出向従業者 (出向役員を含む)」又は「他社からの派遣従業者」のいずれかに当てはまる人の数の合計をいいます。ただし、下請先の従業者は除きます。
①他社からの出向従業者 (出向役員を含む)	在籍出向など出向元に籍があり、給与を出向元から受け取っているが、貴社にきて働いている人。
②派遣従業者	労働者派遣法でいう派遣労働者。給与を派遣元から受け取っているが、貴社にきて働いている人。

海外の子会社、関連会社の定義について

乙票
問6

乙票
問6
付問1

甲票
問6

甲票
問6
付問1

海外の子会社	子会社とは、貴社が50%超の議決権を所有する会社をいいます。なお、貴社の子会社又は貴社とその子会社合計で50%超の議決権を所有している会社を含みます。ただし、50%以下であっても貴社が経営を実質的に支配している会社も含みます。
海外の関連会社	関連会社とは、貴社が20%以上から50%以下の議決権を所有する会社をいいます。

中国・香港に子会社、関連会社がない場合には、「うち、中国・香港」の欄に「0」社と記入してください。
 ※国・地域については「業種分類表・国地域分類表」(オレンジ色の冊子)を参考にしてください。

2. 決算について

乙票
問8

資産の各調査項目の内容について

資産	①流動資産	現金・預金	現金、当座預金、普通預金及び郵便貯金など。定期預金、定期積金、金銭信託及び郵便貯金（積立貯金）などについては、1年以内に期限の到来するものが該当します。	
		受取手形・売掛金	通常の営業取引によって生じた手形債権及び未回収金。	
		棚卸資産	商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品及び半成工事（未成工事）など。	
	②固定資産※1	③有形固定資産	建物・構築物・建物附属設備	事務所、店舗、工場及び倉庫などの建造物、社宅、電気設備などの建物、橋、舗装道路及び煙突などの構築物のほか、暖冷房設備、照明設備、昇降機などの附属設備を含みます。
			機械装置	工作機械、化学反応装置などの機械装置及びそれに付属する設備。
		船舶、車両運搬具、工具・器具・備品	タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道用車両及び自動車などの車両運搬具、測定工具、検査工具などの工具、試験機器、測定機器などの器具及び事務機などの備品（耐用年数1年超で相当価額以上のもの）。	
		土地	工場、事務所及び社宅などの経営目的で使用している土地。ただし、販売目的、投資目的の土地は除きます。	
		建設仮勘定	建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設又は製作のために支出した手付金及び労務費、取得した機械、購入した資材・部品など。	
		減価償却累計額※2	毎年の減価償却費の合計額。※2 マイナスの金額となりますので、既に金額の先頭に▲が記入されています。	
	④無形固定資産	のれん（営業権）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。		
	⑤投資その他の資産	投資有価証券、その他有価証券、長期貸付金、投資不動産、敷金及び長期未収金など。		
	⑥繰延資産	創立費、開業費、開発費、株式交付費及び社債等発行費など。		
	⑦資産の部合計	「①流動資産」と「②固定資産」と「⑥繰延資産」の合計。		

※1 有形固定資産の記入の仕方～直接法・間接法について～

直接法：有形固定資産の金額（取得価額）から減価償却費を直接減額した金額を記入してください。

間接法：有形固定資産の金額（取得価額）から減価償却費を減額せず、有形固定資産の取得価額と減価償却累計額を両建て併記してください。

（なお、減価償却後の有形固定資産の残高は、取得価額と減価償却累計額の差額から求められます。）

乙票
問8

負債及び純資産の各調査項目について

負債	⑧負債の部合計	「⑨流動負債」と「⑩固定負債」の合計。	
	⑨流動負債	支払手形・買掛金	通常の営業取引により発生した手形債務及び営業上の未払金（電気・ガス・水道料、外注加工賃などの未払金）。
		金融機関短期借入金	銀行などの金融機関からの借入金のうち、返済期限が1年以内のもの。
		金融機関以外短期借入金	金融機関以外（個人及び取引先など）からの借入金のうち、返済期限が1年以内のもの。
	⑩固定負債	金融機関長期借入金	銀行などの金融機関からの借入金のうち、返済期限が1年超のもの。
		金融機関以外長期借入金	金融機関以外（個人及び取引先など）からの借入金のうち、返済期限が1年超のもの。
社債		普通社債及び新株予約権付社債などの未償還残高。	
純資産	⑪純資産の部合計	純資産の合計。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。	
	資本金	資本金、出資金。	
	資本剰余金	資本準備金（株式払込金剰余金、株式交換剰余金、株式移転剰余金、新設分割剰余金、吸収分割剰余金、合併差益）、その他の資本剰余金（自己株式処分差益、自己株式処分差損、資本金及び資本準備金減少差益）。	
	利益剰余金	利益準備金、その他の利益剰余金（任意積立金、減債積立金、技術研究積立金、事業拡張積立金、退職給付積立金、租税特別措置法の準備金、海外投資等損失準備金、特別償却準備金などの準備金など）。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。	
	自己株式※	自社で保有している自社株式。※マイナスの金額となりますので、既に金額の先頭に▲が記入されています。	
⑫負債及び純資産の部合計	「⑧負債の部合計」と「⑪純資産の部合計」の合計。		

2. 決算について (つづき)

甲票
問 8

資産の各調査項目の内容について

資 産	①流動資産	資金化予定が決算日の翌日から1年以内、又は正常営業循環基準内の資産の合計。		
		当座資産	現金及び預金、受取手形、売掛金、貸倒引当金、1年以内満期の有価証券など。	
		棚卸資産	商品、製品、半製品、仕掛品、原材料など。	
		その他流動資産	短期貸付金、前渡金、立替金、未収収益、仮払金、仮払消費税など。	
	②固定資産	③有形固定資産	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具備品、減価償却累計額、一括償却資産、土地、建設仮勘定、リース資産、修繕・増築・改造・購入手数料の費用など。	
		④無形固定資産	営業権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、借地権、ソフトウェア、電話加入権など。	
		⑤投資その他の資産	投資有価証券、関連会社株式、出資金、長期貸付金、貸付引当金、敷金など。	
⑥繰延資産	創立費、開業費、試験研究費、建設利息など。			
⑦資産の部合計	「①流動資産」と「②固定資産」と「⑥繰延資産」の合計。			

甲票
問 8

負債及び純資産の各調査項目について

負 債	⑧負債の部合計	すべての負債（流動負債及び固定負債）の合計。	
		⑨流動負債	支払手形、買掛金、短期借入金、未払金、未払税金、未払配当金、繰延税金負債、未払費用、未払利息、前受金、預り金、前受収益などの流動負債、製品保証等引当金、賞与引当金などの引当金。
	⑩固定負債	社債、長期借入金、退職給付引当金及び特別修繕引当金などの通常1年を超えて使用される見込みの引当金。	
	金融機関短期借入金	銀行などの金融機関からの借入金のうち、返済期限が1年以内のもの。	
	金融機関以外短期借入金	金融機関以外（個人及び取引先など）からの借入金のうち、返済期限が1年以内のもの。	
	金融機関長期借入金	銀行などの金融機関からの借入金のうち、返済期限が1年超のもの。	
金融機関以外長期借入金	金融機関以外（個人及び取引先など）からの借入金のうち、返済期限が1年超のもの。		
純 資 産	⑪純資産の部合計	純資産の合計。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。	
	資本金	資本金、出資金。	
⑫負債及び純資産の部合計	「⑧負債の部合計」と「⑪純資産の部合計」の合計。		

2. 決算について (つづき)

乙票
問9

「売上高」及び「営業利益」などの各調査項目について（太枠内は【乙票】のみ該当）

甲票
問9

①売上高	実現主義の原則に従い、商品などの販売又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など。	
売上原価	②売上原価の合計	売上原価の合計。
	商品仕入原価・材料費	売上高に対応する商品の仕入原価と売上高に対応する材料費。 「商品仕入原価」＝「期首棚卸高」＋「当期仕入高」－「期末棚卸高」
	労務費	売上高に対応する労務費。
	動産・不動産賃借料	売上高に対応する動産・不動産賃借料。
	地代家賃	売上高に対応する動産・不動産賃借料のうち、土地、建物などの不動産の賃借料の合計。
	外注費	売上高に対応する外注費。
	減価償却費	売上高に対応する減価償却費。
③売上総利益	①売上高－②売上原価の合計。	
販売費及び一般管理費	④販売費及び一般管理費の合計	販売費及び一般管理費の合計。
	人件費	常用、臨時、役員、正社員、パート・アルバイトを問わず、当該事業年度に支払うべき給料、手当、賃金、賞与、退職金などの合計。ただし、福利厚生費、法定福利費は除きます。
	動産・不動産賃借料	「動産賃借料」と「不動産賃借料」の合計 ・動産賃借料とは、鉱業機械、製造機械、事務用機械、自動車、ショーケースなどの賃借料。※ 端末機を含むコンピュータの賃借料も計上 ・不動産賃借料とは、土地、建物などの賃借料。
	地代家賃	動産・不動産賃借料のうち、土地、建物などの不動産の賃借料の合計。
	運賃荷造費	製造品、商品などの輸送、梱包などに支払った運賃、荷造費の合計。
	広告宣伝費	不特定多数の者に対する宣伝の効果を意図してなされるもので、商品・製品の広告、求人広告、会社広告などの合計。
	交際費	得意先、仕入先、その他事業に関係する者に対して、営業上必要な接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために要した費用。
	減価償却費	販売費及び一般管理費に計上する減価償却費。
租税公課	印紙税、登録免許税、不動産取得税、自動車税、固定資産税、事業税（付加価値割及び資本割）、事業所税などの合計（税込経理方式の方法をとっている場合の消費税はここに含む）。	
⑤営業利益	③売上総利益－④販売費及び一般管理費の合計。	
⑥営業外収益	受取利息、受取配当金、有価証券の売却益などの営業活動以外により発生した収益。	
営業外費用	⑦営業外費用の合計	支払利息・割引料、雑損失などの営業活動以外により発生した費用。
	支払利息・割引料	銀行その他の金融機関や他の会社からの借入金に対する利息、受取手形を割り引いた場合に支払われる費用で、割引日から手形期日までの期間の利子相当分の合計。
⑧経常利益又は経常損失	営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差し引いたもの。 「⑧ 経常利益又は経常損失」＝「⑤ 営業利益」＋「⑥ 営業外収益」－「⑦ 営業外費用の合計」 経常損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。	
⑨税引前当期純利益又は税引前当期純損失	経常利益（経常損失）に特別利益を加え、特別損失を差し引いたもの。 税引前当期純損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。	
⑩税引後当期純利益又は税引後当期純損失	税引前当期純利益（税引前当期純損失）から法人税、住民税及び事業税（所得割）を控除したもの。 税引後当期純損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。	

2. 決算について (つづき)

個人票
問5

売上（収入）金額及び経費などの各調査項目について

※ 各調査項目と「青色申告」又は「白色申告」の各科目の対応は、下表を参照してください。

項目	青色申告 令和6年分 所得税青色申告決算書				白色申告 令和6年分 白色申告収支内訳書			
	(一般用)	(現金主義用)	(不動産所得用)	(農業所得用)	(一般用)	(不動産所得用)	(農業所得用)	
①売上（収入）金額	①	④	④	⑦	④	⑦	⑦	
②売上原価 (商品仕入原価、材料費、 労務費、外注費などの金額)	⑥	⑤			⑨			
経費	③経費の合計	③②	⑫から上記の ⑤の金額を除いた金額	⑮⑧	⑳③⑤	⑮⑧	⑰⑫	⑰⑭
	給料賃金 (専従者給与除く)	⑳②①	⑰⑥	⑱⑪	⑲⑫②	⑱⑪	⑱⑥	⑱⑧
	動産・不動産賃借料	⑳③※	⑱⑧※	⑱⑩※	⑲⑫④※	⑱⑮※	⑱⑨※	⑱⑨※
	地代家賃	⑳③	⑱⑧	⑱⑩	⑲⑫④	⑱⑮	⑱⑨	⑱⑨
	減価償却費	⑱⑧	⑱⑨	⑱⑧	⑲⑫①	⑱⑬	⑱⑦	⑱⑩
租税公課	⑱⑧		⑱⑤	⑱⑧	⑱⑦	⑱⑦	⑱⑦	
④差引金額又は 専従者控除前の所得金額	⑳③③	⑱⑬	⑱⑲	⑳③⑥	⑱⑲	⑱⑬	⑱⑮	

※ 他の動産賃借料（自動車、ショーケース等）や不動産賃借料（土地、建物等）も含む。

3. 輸出の状況

乙票
問10

輸出の内容について

甲票
問10

モノの直接輸出	損益計算書の売上高に計上した取引額のうち、自社名義で通関手続きを行ったもの。
モノ以外のサービスの輸出	運輸、通信、建設、保険、金融、情報、ソフト、文化、興行等の各種サービス、特許使用料等のうち、損益計算書に計上した国際取引。

個人票
問6

4. 企業全体の事業別売上高割合

売上高（個人の場合は売上金額）の業種別内訳について

乙票 問11	①建設事業の収入	建築工事、土木工事及び設備工事の完成工事高。
甲票 問11	②製造品売上高【乙票】【甲票】 製造品売上金額【個人票】	「製造品売上高」とは、自己の製造した製品を販売した場合の販売高をいいます。他から製造委託を受けたものの販売高も含まれます。
個人票 問7		以下の場合は、「製造品売上高」には含まれませんので注意してください。 1. 仕入商品を加工せず他の事業者の販売した場合の販売高 ⇒「⑥卸売の商品売上高」に記入。 2. 仕入商品を加工せず消費者に販売した場合の販売高 ⇒「⑦小売の商品売上高」に記入。 3. 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として家庭用消費者に直接販売した場合の販売高 ⇒「⑦小売の商品売上高」に記入。
乙票 問12	③加工賃収入	発注元から支給を受けた原材料を加工することにより受け取った収入。
甲票 問12	④情報通信事業の収入	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業及び映像・音声・文字情報制作業の収入。
個人票 問8	⑤運輸、郵便事業の収入	道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業及びこん包業、郵便業（信書便事業を含む）などの収入。
	⑥卸売の商品売上高【乙票】【甲票】 卸売の商品売上金額【個人票】	他の者から購入した（仕入れた）商品を、その性質や形状を変えないで他の事業者に対して販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含まれます。
	⑦小売の商品売上高【乙票】【甲票】 小売の商品売上金額【個人票】	「小売の商品売上高」とは、仕入商品又は製造した商品を主として一般消費者（個人又は家庭用消費者）に販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含まれます。 なお、店舗を持たずに通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売した場合、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約をした場合、自動販売機によって物品を販売する場合の販売高を含まず。 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として一般消費者（個人又は家庭用消費者）に直接販売する場合は、「②製造品売上高」ではなく、この「⑦小売の商品売上高」に記載してください。
	⑧不動産、物品賃貸事業の収入	不動産取引、不動産仲介、不動産管理及び不動産賃貸、物品賃貸などの収入。
	⑨学術研究、専門・技術サービス事業の収入	学術・研究開発機関、専門・技術サービス業（法律事務所、特許事務所、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業など）、広告業の収入。
	⑩宿泊事業の収入	旅館、ホテル、簡易宿所及び下宿業などの収入。
	⑪飲食サービス事業の収入	一般飲食店（食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、料亭及び酒場など）、持ち帰りサービス業（すし、弁当など）、宅配飲食サービス業（宅配ピザ、給食センター、病院給食など）の収入。
	⑫生活関連サービス、娯楽事業の収入	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業など）、娯楽業（映画館、興行場・興行団、スポーツ施設提供業など）の収入。
	⑬サービス事業（他に分類されない）の収入	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介業、労働者派遣業及びその他の事業サービス業（建物サービス業、警備業、ディスプレイ業、テレマーケティング業など）の収入。
	⑭その他の事業の収入	上記以外の農業、林業、漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、医療・福祉及び教育・学習支援業などの収入。

貴社の行っている事業が業種別内訳のどの項目に当てはまるのかは、上記の記入説明及び『業種分類表・国地域分類表』（オレンジ色の冊子）又は中小企業庁ホームページの中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システム（<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/ckjsearch.html>）を参照してください。

分類番号及び事業の種類については、『業種分類表・国地域分類表』（オレンジ色の冊子）又は中小企業庁ホームページの中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システム（<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/ckjsearch.html>）を参照してください。

5. 設備投資の状況

乙票問13付問1 「有形固定資産」及び「無形固定資産」の各調査項目について

甲票問13

個人票問9

有形固定資産	建物・構築物・建物附属設備	事務所、店舗、工場及び倉庫などの建造物、社宅、電気設備などの建物、橋、舗装道路及び煙突などの構築物のほか、暖冷房設備、照明設備、昇降機などの附属設備を含みます。
	機械装置	工作機械、化学反応装置などの機械装置及びそれに付属する設備。
	船舶、車両運搬具、工具・器具・備品	タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道車両及び自動車などの車両運搬具、測定工具、検査工具などの工具、試験機器、測定機器などの器具及び事務機などの備品（耐用年数1年超で相当価額以上のもの）。
	土地	工場、事務所及び社宅などの経営目的のために使用している土地。ただし、販売目的、投資目的の土地は除きます。
	建設仮勘定	建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設又は製作のために支出した手付金及び労務費、取得した機械、購入した資材・部品など。
	上記以外の有形固定資産（生物など）	有形固定資産のうち、上記の項目以外の資産。生物など。
無形固定資産	のれん（営業権）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。	

乙票問13付問2 設備投資の目的の各調査項目の内容について

省力化・合理化（直接部門）	現在行っている事業を省力化・合理化するために取得された固定資産のうち、売上原価を圧縮するためのもの。なお、ここでいう省力化・合理化とは、単位生産量あたりの労働投入量の節約を目的とするもの、作業の一部又はすべての労働を節約あるいは省略することをいいます。
省力化・合理化（管理部門）	現在行っている事業を省力化・合理化するために取得された固定資産のうち、販売費・一般管理費を圧縮するためのもの。なお、ここでいう省力化・合理化とは、単位生産量あたりの労働投入量の節約を目的とするもの、作業の一部又はすべての労働を節約あるいは省略することをいいます。
新規事業部門への進出・事業転換・兼業部門の強化など多角化	現在行っている事業以外の分野の事業を行うために取得した固定資産。
既存建物・設備機器などの維持・補修・更新	既存の建物・設備機器などの維持・補修・更新のために取得した固定資産。
既存事業部門の売上増大	現在行っている事業部門の能力を拡大するために取得した固定資産。
その他	上記以外の目的で取得した固定資産。

乙票問14 「リース契約」及び「新規リース契約額」の各調査項目内容について

乙票問14付問1

甲票問14

甲票問14付問1

個人票問10

個人票問10付問1

リース契約	リース契約とは、概ね1年を超える長期間にわたり特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいいます。土地・建物の賃借、短期間のレンタル、チャーター、転リースなどは含みません。
新規リース契約額	支払リース料ではなくリース契約額の総額です。最近決算期の1年間に新たにリース契約を行ったものの契約額と、同期中にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額が該当します。

乙票問14付問2 リース契約物件の各種調査項目について

製造機械・装置	自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、繊維機械などの産業用機械、旋盤、フライス盤などの加工機械など。
建設機械	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン、仮設用機材など。
コンピュータ及び関連機器	パソコン、周辺機器など。
事務機器又は通信機器	複写機、タイプライター、マイクロフィルムシステム、シュレッダー、事務用印刷機器、ファクシミリ、無線通信機器、有線通信機器など。
店舗・商業用設備	POSシステム、ショーケースなど。
調理用設備	厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、その他什器備品など。
輸送機械	乗用車、トラック、荷役運搬機器車両（コンテナなど）、産業用車両（フォークリフトなど）、船舶、鉄道車両など。
その他	上記以外のもの。

5. 設備投資の状況（つづき）

乙票問15 「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の内容について

青色申告書を提出する法人のうち、常時雇用する従業員の数が500人以下の中小企業者等が、令和8年3月31日までの期間内に取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得された場合に、300万円に達するまでの取得価額の合計額を損金算入できる制度です。

乙票問15 付問1 甲票問15 個人票問11 乙票の問15付問1では、確定申告書等に添付した「少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例に関する明細書」（別表十六（七））の「当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額8」欄に記載された事項を基に、金額（合計額）及び件数を記入してください。

* 国税庁資料

個人票の問11では、確定申告書等に付随した決算書の「減価償却費の計算」の摘要欄に措置法28条の2と記載された事項を基に、金額（合計額）及び件数を記入してください。

* 国税庁資料

乙票問15 「中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除）」の内容について

乙票問15 付問2 甲票問15 青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下（資本若しくは出資を有しない場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下）の中小企業者（大規模法人の子会社などは除く）等を対象に、令和9年3月31日までの期間内に新品の機械及び装置などを取得し、又は製作して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、下表のとおり限度まで特別償却又は税額控除を認めるものです。

適用対象者	特別償却	税額控除
・ 個人事業主 ・ 資本金 3,000 万円以下の法人	30%	7%
・ 資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人	30%	適用なし

特別償却：問15付問2では、確定申告書等に添付した償却限度額の計算に関する明細書等を基に、対象設備ごとの件数及び取得価額（合計額）を記載してください。

税額控除：問15付問2では、確定申告書等に添付した控除を受ける金額の計算に関する明細書等を基に、対象設備ごとの件数及び取得価額（合計額）を記載してください。

* 国税庁資料より

乙票問15 「中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）」の内容について

乙票問15 付問3 甲票問15 青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下（資本若しくは出資を有しない場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下）の中小企業者（大規模法人の子会社などは除く）等で、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が平成29年4月1日から令和9年3月31日までの期間内に、特定の経営力向上設備等を取得し、又は製作して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、下表のとおり限度まで特別償却又は税額控除を認めるものです。

適用対象者	特別償却	税額控除
・ 個人事業主 ・ 資本金 3,000 万円以下の法人	即時償却	10%
・ 資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人	即時償却	7%

特別償却：問15付問3では、確定申告書等に添付した償却限度額の計算に関する明細書等を基に、対象設備ごとの件数及び取得価額（合計額）を記載してください。

税額控除：問15付問3では、確定申告書等に添付した控除を受ける金額の計算に関する明細書等を基に、対象設備ごとの件数及び取得価額（合計額）を記載してください。

* 国税庁資料より

6. 研究開発の状況

乙票問16 「研究開発」及び「能力開発」の内容について（【個人票】は「研究開発」のみ該当）

甲票問16

個人票問12

研究開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な探求及び調査をいいます。 ・ 開発とは、新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品など」）についての計画若しくは設計又は既存の製品などを著しく改良するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することをいいます。 <p>なお、この調査では自然科学のみでなく、人文・社会科学の研究についても調査の対象となっています。ただし、製造現場で行われている品質管理活動やクレーム処理のための活動、又は探査・掘削等の鉱物資源の開発に特有の活動は、含まれません。</p>
------	---

研究開発とするもの（例）

- ・ 学術的な真理の探究
- ・ 基盤技術の研究開発
- ・ 新製品の開発
- ・ 既存製品の強化・改良
（本質的な機能強化を伴わない「不具合の修正」は除く）
- ・ 製品の特性を明らかにする試験研究
- ・ 新しい製造法・処理法の開発
- ・ 新しい材料の探求・開発

研究開発としないもの（例）

- ・ マーケティング調査、消費者アンケートなど営業活動を目的とした調査・分析
- ・ 財務分析、在庫管理など、経営管理を目的とした調査・分析
- ・ QC 活動、ISO9001（品質管理）、ISO14001（環境管理）など、工程管理を目的とした調査・分析

能力開発	<p>正社員・正職員、契約社員、パートタイム従業者、アルバイトなど、対価を受け取り事業に従事するものの能力を向上させる取り組みをいいます。</p> <p>（例）講師・指導員の招へい、教材購入、外部施設使用、研修参加及び研修の外部委託、大学への派遣・留学関連、大学・大学院等への自費留学にあたっての助成など。</p>
------	---

乙票問17 「中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）」の内容について

甲票問17

個人票問13

中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）	<p>「中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）」は、中小企業者等が各事業年度において、試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額に一定割合を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額から控除することが認められる制度です。</p> <p style="text-align: right;">* 国税庁資料より</p>
----------------------	--

乙票問18 特許権・実用新案権・意匠権・商標権の内容について

甲票問18

個人票問14

特許権	発明を独占的に利用し得る権利であり、特許法による登録をしたもの。
実用新案権	物品の形状、構造、組合せの考案であって、実用新案法に従って登録したもの。
意匠権	物品の形状、模様、色彩についての美徳をおこさせるデザインであって、意匠法に従って登録したもの。
商標権	自社の取り扱う商品・サービスを他社のものと区別するために使用するマークで、商標法に従って登録したもの。

7. 受託の状況 8. 委託の状況

受託/委託の内容について（※建設工事の受託/委託は除く）

乙票
問19
付問1

乙票
問20
付問1

甲票
問19

甲票
問20

個人票
問15

個人票
問16

①製造の受託/委託	(生産能力の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により) 他社が主業として販売する物品・製造請負品・部品・原材料、又は他社の自己使用する物品・金型などの製造を依頼されること/貴社が販売又は自己使用する物品・金型などの製造を他社に依頼すること。
②修理の受託/委託	(人手不足などの理由により) 他社が主業として請け負っている物品の修理、他社の自己使用する物品の修理を依頼されること/貴社が請け負う修理又は自己使用する物品の修理を依頼すること。
③プログラム作成の受託/委託	(業務の集中、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により) 他社が主業として行うプログラム作成を依頼されること/貴社がプログラム作成を他社に依頼すること。
④プログラム作成の受託以外の情報成果物作成の受託/委託	(コストの低減が見込まれる、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により) 他社が主業として行うテレビ番組作成・工業デザイン・グラフィックデザインの提供などを依頼されること/貴社が同業務を他社に依頼すること。
⑤役務提供の受託/委託	(機材の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により) 他社が主業として行う運送・物品の倉庫保管・情報処理などの役務提供を依頼されること/貴社が役務提供を他社に依頼すること。
⑥上記⑤以外の役務提供の受託/委託	(人手不足、コストの低減が見込まれる、主業として販売する製品に付随するメンテナンスや顧客サポートを専門の会社に委託したい、などの理由により) 他社が主業として行うメンテナンス(ビル、自動車、機械等)・顧客サポート(アフターサービス、コールセンター等)などの役務提供を依頼されること/貴社が役務提供を他社に依頼すること。

親事業者の定義について

乙票
問19
付問2

「親事業者」と「貴社」との関係は、「委託を行う側(委託側)」と「委託を受けた側(受託側): 貴社」の資本金区分と取引内容(下記の①又は②)で判別します。 ※ 下表参照。

【親事業者の定義】～表の見方～

貴社の資本金が A ~ C のいずれかの場合、委託側の資本金が「1円~1千万円」「1千万1円~3億円(1千万1円~5千万円)」「3億1円~(5千万1円~)」の該当する範囲を選び、○の場合は親事業者となり、×の場合は親事業者ではありません

<例> 貴社の資本金が1,000万円で、資本金3,000万円の会社Aから製造を委託された場合には、その会社Aは親事業者となります。

①製造、修理、プログラム作成の受託の場合(運送、物品の倉庫保管、情報処理を含む)

		【委託側】(○:親事業者、×:親事業者ではない)			
		資本金	1円~1千万円	1千万1円~3億円	3億1円~
【受託側】 貴社	A. 1円~1千万円		×	○	○
	B. 1千万1円~3億円		×	×	○
	C. 3億1円~		×	×	×

②プログラム作成以外の情報成果物作成の受託の場合(運送、物品の倉庫保管、情報処理を除く)

		【委託側】(○:親事業者、×:親事業者ではない)			
		資本金	1円~1千万円	1千万1円~5千万円	5千万1円~
【受託側】 貴社	A. 1円~1千万円		×	○	○
	B. 1千万1円~5千万円		×	×	○
	C. 5千万1円~		×	×	×

9. 取引先金融機関について

乙票 問21 借入条件に関する各調査項目の内容について

甲票 問21

個人票 問17

本人保証	金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、貴社の代表者や、代表者以外の役員が保証人となっている場合をいいます。
物的担保	不動産、預金、有価証券、機械設備に対して、貴社借入金を被担保債権として、メインバンクが（根）抵当権設定、質権設定などを行っていることをいいます。
第三者保証	金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、貴社の代表者と代表者以外の役員とを除いた第三者（代表者の親族など）が保証人となっている場合をいいます。
公的信用保証	都道府県及び自治体の信用保証協会との間で保証委託契約を取り交わしている場合をいいます。

乙票 問21 付問1 メインバンクへの借入申込みのメインバンク又は貴社の対応で最も多かった内容について

甲票 問21 付問1

個人票 問17 付問1

1. 申込額どおり借りられた	申込みどおりの金額の融資を受けることができた。
2. 申込額を減額された	申込みの金額より低い金額だったが融資を受けた場合（申込額を減額されたため、融資を受けなかった場合も含みます。）。
3. 増額セールスを受けた	申し込んだ金額以上の貸付金額を提案され、増額した金額で融資を受けた場合（増額セールスを受けたが、当初申込通りの金額の融資を受けた場合も含みます。）。
4. 申込みを拒絶された	借入申込みを拒絶され、融資を受けることができなかった。
5. 借入を申し込んでも断られると 考え、申込みを行っていない	申込みを断られると考え、申込み自体を行っていない。
6. 借入の必要がなかったため、申 込みを行っていない	借入の必要がなかったため、申込み自体を行っていない。

10. 事業承継について

乙票 問22 付問3 事業承継の意向の内容について

甲票 問22 付問3

個人票 問18 付問3

1. 親族内承継を考えている	息子・娘（姻族を含む）、配偶者、又は親族（6親等以内の血族又は3親等以内の姻族）への承継を考えている。
2. 役員・従業員承継を考えている 【乙票】【甲票】 従業員等への承継を考えている 【個人票】	【乙票】【甲票】 （息子・娘・配偶者又は親族ではない）貴社の役員又は従業員への承継を考えている。 【個人票】 （息子・娘・配偶者又は親族ではない）貴社従業員等への承継を考えている。
3. 会社への引継ぎを考えている	他の法人への株式等の譲渡による経営権の引継ぎを考えている。
4. 個人への引継ぎを考えている	（息子・娘・配偶者・親族ではなく、貴社の役員・従業員でもない）個人への引継ぎを考えている。
5. 左記1.～4.以外の方法による 事業承継を考えている	上記の1～4以外の事業承継を考えている。
6. 現在の事業を継続するつもりは ない	【乙票】【甲票】 事業承継の意向はなく、現在の代表取締役社長・取締役社長の代で廃業を考えている。 【個人票】 事業承継の意向はなく、現在の個人事業主の代で廃業を考えている。
7. 今はまだ事業承継について考 えていない	現時点では事業承継についての明確な意向がない。
8. その他	上記の1～7以外の場合。

1 1. 中小企業の会計に関する基本要領について

乙票問23 「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」及び「会計ルール」の内容について

1. 『中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）』とは

中小企業関係団体、会計専門家等が主体となり、金融庁、中小企業庁が事務局となって、中小企業の実態を踏まえて作成した新たな会計ルールであり、平成 24 年に公表されています。

税制との調和や事務負担の軽減を図る観点から、簡潔な会計処理等が示され利用しやすい会計ルールとなっており、自社の決算書の信頼性を向上させ、財務状況を適切に把握し、的確な投資判断や経営改善、資金調達等にご活用いただくものです。

URL : <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/>

甲票問23

乙票問24

甲票問24

2. 『中小企業の会計に関する指針（中小会計指針）』とは

平成 17 年に日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、企業会計基準委員会、日本商工会議所の4団体が策定した会計ルールであり、会計専門家が役員に入っている会計参与設置会社が拠ることが適当とされているように、一定の水準を保った会計処理の指針です。

3. 『企業会計基準（上場企業が適用している会計ルール）』とは

企業会計基準委員会（ASBJ）が制定する、財務会計の基準です。個別の論点ごとに作成・公表され、企業会計原則に優先して適用される会計基準です。

4. 『税法に規定する計算方式』とは

納税申告書等を作成する際に用いられる計算方式のことです。

租税の賦課・徴収などに関する法規である税法を基に計算方式は定められています。

※税理士等に任せていてわからない場合は、「5」を選んでください。

1 2. 中小企業関連政策の認知状況について

説明なし

1 3. 中小企業の動向について

乙票問26 デジタル化の取組状況の内容について

段階 1	社内の情報共有や業務連絡、会計などの業務において、PC、タブレット等のデジタルツールを使用しておらず、紙や口頭で情報のやりとりが行われている場合をいいます。
段階 2	電子メールの利用や、会計の電子処理など、業務でデジタルツールを日常的に使用している場合をいいます。
段階 3	売上高や在庫、顧客情報などをシステムで管理することなどにより、業務効率化が図られている場合をいいます。
段階 4	記録・収集したデータを利活用することで、販路拡大や新商品開発など、ビジネスモデルの変革や競争力強化に取り組んでいる場合をいいます。

甲票問26

個人票問20

乙票問27 脱炭素化に向けた取組状況の内容について

段階 0	「脱炭素化」という言葉を知らなかった場合や、気候変動対応、CO2 削減に係る取組について全く知らない場合または重要性が分からない場合をいいます。
段階 1	気候変動対応や CO2 削減に係る取組が重要であることは認識しているものの、具体的な行動ができていない場合をいいます。
段階 2	自社（事業所）における、年間の CO2 排出量を把握している場合をいいます。排出量については、直接的なものと間接的なものを含まず（Scope 1 及び 2）。
段階 3	自社（事業所）における CO2 の排出量を測定・把握した上で、主要な CO2 の排出源や、削減余地の大きい設備等について把握している場合をいいます。
段階 4	段階 3 で把握した削減余地について、具体的な削減の取組を検討又は実行している場合をいいます。
段階 5	段階 1～4 の取組を実施しており、把握した CO2 の排出量や取組内容について情報開示を行っている場合をいいます。

甲票問27

< CO2 排出量の考え方 >

Scope（スコープ） 1	自社における、直接的な排出のことを指します。自社で都市ガス、灯油、ガソリンなどの燃料を燃焼した場合の排出や、工業プロセスでの温室効果ガス排出が該当します。
Scope（スコープ） 2	他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接的な排出のことを指します。

13. 中小企業の動向について（つづき）

乙票 問28 賃上げについて

甲票 問28

個人票 問21

賃上げ	ベースアップ、定期昇給、諸手当の改定などの賃金の改定により、常用雇用のうち1人でも賃金が引き上がった場合は、「賃上げを行った」と回答してください。したがって、「賃上げを行っていない」とは、常用雇用のうち1人も賃金の引き上げを行っていない場合のみが該当します。
-----	---

賃上げに関連する各種用語について

ベースアップとは

賃金表の改訂により賃金水準を引き上げることをいいます。

定期昇給とは

労働協約や就業規則等における定めに基づく昇給を指し、一定の時期に毎年増額することをいいます。年齢、勤続年数による自動昇給のほかに、毎年時期を定めて行う査定による能力・業績評価に基づく昇給も含まれます。

諸手当とは

具体的な諸手当については、以下のとおりです。

（諸手当に含むもの）

能力、業績、配置、役職等に対する手当、家族手当、扶養手当、通勤手当、住宅手当、及びその他の手当

（諸手当に含まないもの）

時間外・休日手当、深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当

常用雇業者とは

乙票及び甲票の「問4」、個人票の「問2」と同じ定義です。

< p.1 再掲 > 他社からの出向従業者及び派遣従業者は除きます。

常用雇業者	雇用契約期間の定めが無い雇業者、若しくは雇用契約期間が1ヶ月以上の雇業者。
正社員・正職員 (有給・無給役員は除く)	貴社で正社員・正職員として処遇している雇業者。一般的には、雇用契約期間に定めがなく、貴社で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。ただし、有給・無給役員は除きます。
正社員・正職員以外 (パート・アルバイトなど)	常用雇業者のうち、「正社員・正職員」以外の雇業者。

乙票 問29 会社の買収/事業の買収について

甲票 問29

個人票 問22

会社の買収	議決権過半数に当たる株式を取得することを指します。有償・無償かは問いません。
事業の買収	企業が特定の事業（一部または全部）を第三者から買収する、事業譲受のことを指します。有償・無償かは問いません。

乙票 問30 会社の売却/事業の売却について

甲票 問30

個人票 問23

会社の売却	議決権過半数に当たる株式を売却することを指します。有償・無償かは問いません。
事業の売却	企業が特定の事業（一部または全部）を第三者に売却する、事業譲渡のことを指します。有償・無償かは問いません。

ご質問などございましたら下記までご連絡ください。

<問い合わせ先>

中小企業実態基本調査事務局

0120-262-535 (フリーダイヤル)

平日9:00~18:00

(土曜、日曜、国民の祝日を除く)

ご回答は、インターネットがお勧めです。

インターネットでのご回答には合計値の自動計算など、回答に便利な機能があります。
詳しくは、同封の「調査のご案内(2ページ目以降)」をご確認ください。